**平成２２年（フ）第１１６号**
静岡県熱海市上多賀488番地
破産者　石井　光雄
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第３８５号**
愛知県丹羽郡大口町堀尾跡２丁目57番地
破産者　大森　辰次
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１７１号**
広島県三原市青葉台14番１号
破産者　谷口　清登
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２２年（フ）第７５号**
愛媛県八幡浜市国木160番地１県営住宅神山団地222号室
破産者　曽我　正幸
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

**平成２２年（フ）第２９８号**
長崎県長崎市琴海戸根町2657番地１　弥永アパート２Ｆ
破産者　太田　辰実
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４０６号**
仙台市宮城野区安養寺２丁目23番８号
破産者　伊藤　義輝
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５３７号**
仙台市太白区茂庭台５丁目１番８号
破産者　澤田朱宇子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第５３５号**
茨城県水戸市柳町２丁目４番１号
破産者　竹内　紀子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第３８５号**
埼玉県越谷市大字大房915番地１、開始決定時の住所埼玉県越谷市大字大房721番地18
破産者　田村　光夫
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１９４号**
広島県福山市大谷台３丁目12番11号
破産者　古川　良和
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第２００号**
広島県福山市今津町３丁目１番21号
破産者　井上　　一
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第４９２号**
福岡市城南区干隈２丁目44番28―503号
破産者　後藤　隆之
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１３３４号**
福岡市西区姪の浜３丁目30番９号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区今宿青木1019番地６
破産者　川上　　惠
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第４７号**
福岡県直方市大字上新入2243番地394
破産者　前島　治美
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第１２９号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3923番地343
破産者　森本　忠雄
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成２１年（フ）第６６２号**
神奈川県南足柄市岩原419番地１　タウンズ21Ｆ号室、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市南町１丁目５番46号
破産者　神部　太祐
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第５７号**
愛媛県越智郡上島町岩城219番地２
破産者　神谷　明子
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

**平成２２年（フ）第５８号**
愛媛県今治市北日吉町１丁目５番24号　ハイツ北日吉№２―203号、開始決定時の住所愛媛県越智郡上島町岩城219番地２
破産者　神谷　　実
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部